



今月も、介護保険料について紹介します。

◆介護保険料 Q & A ー特別徴収：年金から天引きの場合ー

Q 仮徴収とは何ですか？

A 介護保険料は前年中の所得をもとに決定されるため、前年中の所得が確定する6月以降でなければ、当該年度の保険料も決まりません。ただ、保険料が確定した後に徴収することになれば、1期あたりの負担が重くなってしまうため、年額保険料が決まる前の、4月・6月・8月徴収分については、**前年度の2月に徴収した金額より高くない額で納めていただくことになっております。**これが仮徴収です。

また、前年中の所得が確定して保険料が決まった後に、決定した年間保険料から4月・6月・8月の仮徴収合計額を差し引いた額を、10月・12月・2月の3回に分けて納めていただくことになります。これを本徴収といいます。

前年度			当年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収			仮徴収期間 (前年度2月に徴収した金額を 超えない範囲でそれぞれ徴収)			本徴収期間 (『年間保険料－仮徴収合計額』を3回に分けて徴収)		

例

平成16年度は第3段階（年間保険料54,000円）であったが、前年中の所得をもとに平成17年度の保険料を算定した結果、第4段階（年間保険料67,500円）となった場合の各納期ごとの納付額は次のようになります。

平成16年度			平成17年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	13,500円	13,500円	13,500円
本徴収			平成16年度2月の徴収額9,000円を仮徴収(仮徴収合計額:9,000円×3=27,000円)			年間保険料:67,500円－仮徴収合計額:27,000円＝40,500円を3回に分けて徴収		

<問い合わせ先> 大崎町役場 福祉課 介護保険係 TEL 76 - 1111 (内線 131)